(ロ)　周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より（±）二・五kHzを超え（±）五kHz以内であること。

(2)　F三E電波を使用する送信装置

(イ)　変調周波数は、三、〇〇〇ヘルツ以内であること。

(ロ)　周波数偏移は、変調のないときの搬送波の周波数より（±）五kHz以内であること。

(ハ)　周波数偏移が(ロ)に規定する値を超えることを防ぐ自動的制御装置を備え付けていること。

(ニ)　(ハ)の自動的制御装置と変調器との間に低域ろ波器（三kHzから一五kHzまでの間の各周波数について、当該各周波数における減衰量と一kHzにおける減衰量との比が次の式により求められる値以上となるものに限る。）を備え付けていること。

$60\log_{10}(f/3)$ デシベル

fは、3kHzから15kHzまでの間の当該各周波数（単位kHz）とする。

［五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［五　略］

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～三の二　略］ 四　削除 ［四の二～七十七　略］ ［2　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］ (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～三の二　同上］ 四　F二D電波及びF三E電波九〇〇MHz帯を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの ［四の二～七十七　同上］ ［2　同上］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　同上］ (3)　［同上］